

カタールにおける就労資格等をお持ちの方が、バーレーンに入国する際のご注意

- カタールにおける就労資格及び長期滞在等の査証をお持ちの方がバーレーンに渡航する際には、国籍を問わず、事前査証の取得が必要です。
  - 上記に該当する方は、事前査証の取得を行わずに、バーレーンに渡航された際には、原則入国が認められない由なので、ご注意ください。
- 1 日本国籍を有する方が、バーレーンを短期滞在等の目的で渡航される際には、これまでは事前の手続きは不必要で、空港到着時に査証(On Arrival Visa)が発給され、入国が可能となっておりましたが、カタールの就労資格査証や長期滞在査証をお持ちの方につきましては、インターネットにより事前査証(e-Visa)を取得していない限り、バーレーン入国が認められなくなったことがわかりました。  
事前査証(e-Visa)取得については、[こちら](http://www.evisa.gov.bh/) (<http://www.evisa.gov.bh/>) をご参照ください。
  - 2 つきましては、業務上の必要性等により、カタールの就労査証や長期滞在査証をお持ちの方は、バーレーンを渡航される前には、何卒ご留意をお願いします。
  - 3 なお、この措置については、渡航者の国籍を問わずに実施されているので、必要に応じて、社内において情報共有していただくことをお願いします。

#### 【ご参考】

バーレーン国籍・旅券・居住総局(NPRA : Nationality, Passport and Residence Affairs)によると、バーレーンのビザを取得する際の手数料等は、次のとおりとなっております。

- インターネットによる申請の場合( <http://www.evisa.gov.bh/> )

○1次査証(シングル・ビザ)2週間までの滞在 : 手数料 9BD

○数次査証(マルチ・ビザ)各滞在1ヶ月まで・3ヶ月間有効 : 手数料 29BD

○数次査証(マルチ・ビザ)各滞在90日間まで・1年間有効 : 手数料 89BD

- サウジアラビアからコーズウェイで陸路バーレーンへ入国する場合

サウジアラビアの居住許可(イカマ)所持者と非所持者、シングルとマルチ、滞在期間に応じて手数料が異なります。

詳しくは、NPRAのホームページをご確認ください。

<http://www.evisa.gov.bh/>

※なお、ビザの料金・システム等は、予告なく変更する場合がありますので、ご注意ください。

※ビザの延長申請は、NPRAにて可能ですが、延長可能な日数や回数については、個別の事情に応じて異なりますので、直接 NPRA にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

●在サウジアラビア日本国大使館領事部

電話：011-488-1100 FAX：011-488-0189

メール：[consular-sec@rd.mofa.go.jp](mailto:consular-sec@rd.mofa.go.jp)

(以上)